横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

# 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業等に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について(その8)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が行われましたので、それに伴う、 本市の取り扱いについてお知らせします。

緊急事態宣言が行われている間についても、神奈川県から示されている通り、原則、放課後等 デイサービス及び児童発達支援については、感染予防に十分に留意し、可能な範囲で開所してく ださい。

# 1 緊急事態宣言が行われている間の対応について

## (1) 事業所でのサービス提供について

原則、放課後等デイサービス及び児童発達支援については、感染予防に十分に留意し、可能な範囲で開所してください。また、家にいることが可能な保護者に対しては、必要最低限の利用となるよう協力を求める等の対応をお願いします。なお、今回の利用自粛のお願いは、保護者の皆様に協力をお願いするもので、利用を制限するものではありません。児童が日中に在宅で生活することが困難な状況である場合等については、各家庭の状況を配慮した対応をお願いします。

#### (2) 相談支援の提供について

家族の孤立化の防止や、家庭での児童や保護者のストレスの緩和等のために、事業所を休んでいる児童については、各事業所は保護者や児童との相談支援を可能な限りお願いします。

本支援について報酬の請求対象となりますが、3月5日の横浜市の通知を必ず確認してください。

(具体的なサービス内容)

- ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・児童の健康管理
- ・普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

## 2 これまでの取り扱いの延長について

令和2年2月28日、3月5日、3月12日、4月3日に当課から発出した通知の内容は、当面の間、引き続き用いることとします。

# 3 事業所の対応についての報告のお願い

各事業所の4月8日時点の事業所の開設予定等について、以下の電子申請システムにて回答 をお願いします。

#### 【電子申請システム】

https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1586152601092

## 4 その他

#### (1) サービス提供の縮小等を検討する場合

サービス提供の縮小等を検討する場合は、以下の順でご検討をお願いします。

- ① 営業時間の短縮や支援方法の変更等、サービス提供の縮小等による営業継続を検討ください。
- ② 検討の結果、縮小して実施することも困難な場合は、事業所の臨時休業を検討してください。
- ③ 臨時休業等を行う場合については、横浜市に報告するとともに、必ず利用児童の保護者に説明するとともに、可能な限り他事業所の利用調整をお願いします。
- ④ 臨時休業中においても、家族の孤立化の防止や、家庭での児童や保護者のストレスの緩和等のために、各事業所は保護者や児童への相談支援をお願いします。

## (2) 児童や職員に感染が確認された場合などで、事業所を休止する場合

児童や職員に感染が確認された場合などで、事業所を休止する場合については、必ず所管の保健所(各区福祉保健センター福祉保健課)に相談したうえで、あわせて、障害児福祉保健課に報告をお願いします。また、利用する全児童の保護者に必ず説明し、可能な限り他事業所の利用調整をお願いします。なお、保護者からの問い合わせ対応等について、サービス提供を行わない期間においても対応できるよう、連絡体制の確保をお願いします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

【参考】3月5日付 こ障福第3364号 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に 関連しての横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)(抜粋)

【居宅等において、できる限りの支援の提供を行った場合の給付費について】

令和2年2月28日に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」にある、「児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には(中略)、特例的に報酬の対象とする」という記載について、以下の場合に報酬の対象とすることとします。

# 【報酬の対象とするための条件】

- ① 当該児童が新型コロナウイルス感染症の予防等のため、事業所を欠席していること
- ② 居宅への訪問、電話、ビデオ通話等により、児童の健康管理や相談支援を行うこと
- ③ 「通常のサービス利用とみなされること」及び、「利用者負担が発生すること」について、 事前に保護者へ説明し、同意を得ること
- ④ 実績記録票に、「訪問(電話等)による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印を得ること
- ⑤ 相談内容について記録すること

これについて、「○○分以上支援をしなければならない」といった制限は設けませんが、通常の欠席連絡にとどまる場合には、欠席時対応加算での対応としてください。

また、この取り扱いにより請求の対象とすることに伴う支給日数の増は、原則として行いません。